

農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > 会見・報道・広報 > 報道発表資料 > 香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内4例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

プレスリリース

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内4例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

Tweet

印刷

令和2年11月13日
農林水産省

本日、香川県三豊市の肉用種鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。本発生は、香川県における4例目の発生であり、同県において当該疾病が続発している状況を受け、野上農林水産大臣から防疫対応に遺漏がないよう、11月5日の総理指示を踏まえ、防疫指針等に基づいて対応するよう指示がありました。農林水産省としては、本日（11月13日）8時から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、対応状況等について議論します。

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開ですが、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

1.農場の概要

所在地：香川県 三豊市
飼養状況：肉用種鶏(約1万羽)

2.経緯

- (1) 11月6日から8日にかけて、香川県は、国内1例目の発生（11月5日）に伴い、周辺農場の空舎となっている農場を除いた全ての農場に立ち入り、遺伝子検査及び抗体検査を実施し、当該養鶏場の飼養鶏の陰性を確認。
- (2) 11月12日、死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場への立入検査を実施。
- (3) 同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- (4) 本日、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3.今後の対応方針

本日、香川県三豊市の肉用種鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、大臣から下記の通り指示があったところ、農林水産省としては防疫措置等について、万全を期します。

記

11月13日の香川県三豊市における高病原性鳥インフルエンザの発生は香川県における4例目の発生であり、続発している状況である。改めて、防疫対応に遺漏のないよう、11月5日の総理指示を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施することとする。

- 1 (ア)当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、(イ)農場から半径3km 以内の区域について移動制限区域の設定、(ウ)半径3km から 10km 以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。

- 5 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省課長級職員等の香川県への派遣を継続し、香川県と緊密な連携を図る。
- 6 香川県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 7 「疫学調査チーム」を派遣。
- 8 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を指導。
- 9 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和2年11月13日（金曜日）8時00分～

場所：農林水産省本館7階講堂

所在地：東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

会議は個人情報保護の観点から非公開としますが、冒頭のカメラ撮影は可能です。

なお、国会等の都合により予定が変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

5.その他

(1) 我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられます。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX番号：03-3502-3385

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

令和2年11月13日
安全衛生課

香川県での高病原性鳥インフルエンザ発生（4例目）への対応

1 食鳥肉の安全確保

①当該農場からの県内食鳥処理場への搬入状況

- ・ 11月12日及び13日 搬入なし

②食鳥処理場への指導

食肉衛生検査所から次の事項について指導

- ・ 搬入農家の確認の徹底
- ・ 消毒などの鳥インフルエンザ対策の徹底
- ・ 異常鶏が確認された場合の通報の徹底

③食鳥検査センターへの確認・指示事項

- ・ 直近1週間で、県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏は確認されていない
- ・ 出荷状況報告書*及び生鳥検査等の確認の徹底
- ・ 異常鶏についての簡易検査の徹底

※出荷状況報告書

食鳥検査申請書に添付することと定めている、飼養者名、住所
出荷羽数、出荷時死亡羽数等を記載した書類

2 愛玩鳥への対策

動物愛護管理センターを中心とし、次の事項を実施

- ・ 動物園、動物取扱事業者への指導
- ・ 飼育者等への啓発

3 その他

- ・ 県ホームページ等での食鳥肉・卵の安全、愛玩鳥における対策の啓発